

## 重点政策

基本方針の目標実現に直結し、基本計画の具体化に不可欠で特に重点的に取り組むべき政策であり、分野横断的な体制を整えて取り組む必要がある政策について、次の6つを重点政策として位置づけます。

### 子ども・若者が笑顔で過ごせる環境の整備

#### 〈めざす姿〉

- 子ども・若者が過ごすあらゆる場面において、意見を表明し、自己を表現できる機会や、一人ひとりが自分の心と体を大切にしながら、安心して過ごせる場や機会があり、自ら選択できる環境がある。
- 子ども・若者が多様な人々と関わりをもちながら、成長していく中で、自己肯定感や自己有用感、社会の真ん中にいるという主体性を実感できる。
- 「子ども・子育て応援都市」として、子どもや若者、子育て家庭が、地域の中で、周囲の人々にあたたかく見守られ、支えられ、応援されると実感できる。

#### 〈主な施策〉

- 子どもの権利とその最善の利益を保障する環境づくり
- 子どもの成長を支える環境の充実
- 子育て家庭の支援の推進
- 若者が力を発揮できる環境の充実
- 安心して暮らせる居住環境の整備 など



### 多様な人が出会い、支え合い、活動できるコミュニティの醸成

#### 〈めざす姿〉

- 地域住民同士の新たなつながりが芽生え、住民の地域活動などへの参加意欲が向上し、地域や地区への区民参加が促進される。

#### 〈主な施策〉

- 主体的に取り組める健康づくりの推進
- 交流の促進による文化・芸術活動の活性化
- スポーツを通じた共生社会の実現
- 地域への参加促進と地域活動の活性化
- 区民や活動団体の連携・協働促進 など



### 自然との共生と脱炭素社会の構築

#### 〈めざす姿〉

- 区民の生活を脅かす気候変動にむき合い、多様な生物に支えられた生態系の健全性を守り、自然の豊かな恵みを実感しながら日々の生活を送ることができる。
- 区民や事業者は身近な自然である国分寺崖線や大規模公園などを核としたみどりと生きもののネットワークを守り育て、自然との共生に向けた取組みを進め、継承している。また、気候危機に与える影響、効果が広く認識され、脱炭素型のライフスタイルやビジネススタイルへの変容により、脱炭素地域社会が実現している。

#### 〈主な施策〉

- 区民・事業者の脱炭素行動の支援
- ごみ減量と資源循環型社会の形成
- 世田谷らしいみどりの保全・創出
- 生物多様性の保全
- 協働によるみどり豊かなまちづくりの推進 など



### 新たな学校教育と生涯を通じた学びの充実

#### 〈めざす姿〉

- 個に応じた多様な学びの場を確保し、個別最適な学びにより一人ひとりの子どもの将来性や可能性が保障される。
- 誰もがいつでも何度でも学ぶことができ、やりがいや生きがいを持ちながら、様々なことにチャレンジし、生き生きと暮らせる。

#### 〈主な施策〉

- キャリア・未来デザイン教育の推進
- 多様な個性が活かされる教育の推進
- 多様な学びの場や居場所の充実
- 知と学びと文化の情報拠点としての新たな図書館の創造
- 常に学ぶ区民意識の涵養と社会参加の促進 など



### 誰もが取り残されることなく生き生きと暮らせるための支援の強化

#### 〈めざす姿〉

- すべての区民の人権が尊重され、年齢、性別、国籍、障害の有無などにかかわらず自らの意思に基づき個性と能力を十分発揮することができ、生き生きと尊厳をもって地域で暮らすことができる。
- 支援が必要だと思われる人が自らの意思を尊重され、相談や支援、参加につながることができ、災害時にも必要な支援を受けられ安心して生活を送ることができる。

#### 〈主な施策〉

- 身近な福祉相談の充実と地域づくり
- 地区でつながり続ける支援体制の構築
- 地域生活課題の解決に向けた取組み
- 地域防災力の向上
- 男女共同参画の推進 など



### 安全で魅力的な街づくりと産業連関による新たな価値の創出

#### 〈めざす姿〉

- 道路交通網など都市基盤が整備され、地震や台風などの災害に対するレジリエンスの高い街づくりが進み、区民が安全安心に暮らすことができる。
- 歴史ある風景の保全や街並みの形成、公園の整備などにより良好な住環境が創出され、活動と交流の場に誰もが快適に移動できる魅力的な街づくりが進む。
- 「暮らしを支える生活関連産業（卸売業・小売業、飲食サービス業、建設業、福祉産業等）」と「既存産業の課題や社会課題を解決する産業（IT・環境等）」、起業家などの連携強化により新たな価値が創出され、地域経済の発展につながる。

#### 〈主な施策〉

- 震災に強い街づくり
- 多様な地域産業の持続性確保に向けた基盤強化
- 起業の促進と多様な働き方の実現
- 魅力あるにぎわいの拠点づくり
- 地域公共交通の活性化 など



### スケジュール(予定)

5年9月 素案の公表・意見募集(10月6日まで)

6年2月 素案に対する意見及び案の公表

6年3月 計画の策定

①宛名用紙を切り取り、封筒に貼ります

②郵便ポスト等から差し出します

③この宛名用紙を切り取り、封筒(長辺14~23.5cm、短辺9~12cm、厚さ1cm以内、重量50g以内)の表面にしっかり貼り付け、ご意見等を記載した書面等を入れて差し出してください。

●本計画(素案)に関するご意見等の提出にのみご使用ください。

●切手を貼って差し出された場合、返金等の対応はできません。

**【ご注意ください】**

本号のホームページ版ではこの部分を切り取って宛名用紙として利用することはできません。ご了承ください。

切取線

あなたの声を区政に

### 区民意見提出手続(パブリックコメント)とは

区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・ご提案をいただき、施策に反映させる制度です。

☎HPQ 205618

**ご意見・ご提案をお寄せください**

いただいたご意見等は、計画の策定に向けて活用します。ご意見等の内容を集約し、区の考え方とともに6年2月頃に公表する予定です(住所・氏名等は公表しません)。

**閲覧場所** 計画(素案)の全文、骨子への意見募集の結果は、区のホームページ(前記二次元コード)、政策企画課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンター、図書館でご覧になれます。

**対象者** 次のいずれかに該当する方  
 ①区内在住・在勤・在学者 ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体  
 ③その他本計画(素案)に利害関係を有する個人・法人・団体

**提出期限** 10月6日(必着)

**提出方法** ●区のホームページ(前記二次元コード)から  
 ●①ご意見・ご提案 ②住所または勤務先・通学先の所在地・名称 ③氏名 ④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記した書面を郵送(左記宛名用紙を使用可)、ファクシミリまたは持参で政策企画課(☎5432-2192 FAX5432-3047)へ  
 ※点字表記・音声媒体・手話を録画した動画による提出可。  
 ※障害等により、前記方法による提出が難しい場合は、政策企画課へご相談ください。